

高第654号
平成28年11月28日

社会福祉法人大東福祉会
理事長 杉原 浩志 様

岐阜県知事 古 田 肇



有料老人ホームの設置について（通知）

老人福祉法第29条第1項の規定に基づき平成28年11月22日付けで届出のあった有料老人ホーム「ひだまりライフ大東」については、下記のとおり受理しました。

記

- 1 施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ひだまりライフ大東
 - (2) 所 在 地 大垣市東前1丁目78番地
- 2 事業開始年月日
平成29年2月1日
- 3 建物の規模及び構造
 - (1) 構 造 鉄骨2階建
 - (2) 延床面積 1,601.05㎡
 - (3) 定 員 25名
 - (4) 居 室 数 25室

高第654号の2
平成28年11月28日

社会福祉法人大東福祉会
理事長 杉原 浩志 様

岐阜県健康福祉部
高齢福祉課長



有料老人ホームの設置について（通知）

平成28年11月22日付けで老人福祉法第29条第1項の規定に基づき届出のあった有料老人ホーム「ひだまりライフ大東」の設置届については、別添のとおり受理されましたので通知します。

なお、設置に当たっては下記のことについて、御留意願います。

記

- 1 「岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針の策定について」（平成27年6月17日付け高第271号通知）のほか関係法令を遵守すること。
- 2 今回提出の「有料老人ホーム設置届」に変更がある場合は、変更の日から1か月以内に岐阜県知事に届け出ること。
なお、今回の届出の内容に虚偽があった場合には、老人福祉法第40条により30万円以下の罰金に処せられることがあるので注意すること。
- 3 老人福祉法第29条第9項に基づき、必要な調査を行うことがあるので留意すること。
- 4 変更等の届出において内容に虚偽があった場合や必要な届出がされなかった場合は、老人福祉法第40条により30万円以下の罰金に処せられることがあるので注意すること。